

平成30年度県産品ブラッシュアップ支援事業
消費者モニターを活用したニーズ調査応募要領

島根県しまねブランド推進課

1 事業の目的

農林水産物の生産者やその加工事業者が農林水産物（含む加工品）の新商品開発や既存商品の改良に取り組むにあたって、より消費者に求められる商品づくりとなるよう支援します。

2 事業の内容

新商品や既存商品に対する消費者のニーズや評価等を把握し、ブラッシュアップの方向性を検討することで、より消費者に求められる商品づくりに取り組んでいただけるよう、消費者モニターを活用した次のニーズ調査の実施を支援します。

(1) グループインタビュー ※広島市内の会場で実施

【調査概要】5～7名のモニターを会場に招集し、対象商品の提示・試食やインタビュアーによるインタビューを行い、モニターから発せられた自由意見から対象商品に関するニーズ及び評価を探ります

【支援内容】モニターへの連絡調整、会場手配及び使用料、過去事例の紹介 等

【留意点】調査はグループ単位（5～7名で1グループ）で実施します。1グループあたりの所要時間は120分が目安です。

各モニターへの謝礼商品（数百円程度）をご用意ください。

グループインタビューの実施に要する人員（インタビュアー・記録者・試食準備者・会場受付等）及び旅費は実施主体でご用意ください。

対象商品、インタビューフロー、試食サンプル、モニターへの謝礼商品等は、必要数を実施主体でご用意ください。

(2) アンケート調査

【調査概要】全てのモニターにアンケート用紙を送付し、対象商品に関するニーズ及び評価を探ります

【支援内容】モニターへの連絡調整、アンケートの発送・回収作業、過去事例の紹介 等

【留意点】アンケート用紙、商品概要が分かる資料（商品コンセプトシート等）、アンケートの発送・回収に必要な切手及び封筒等は、必要数を実施主体でご用意ください。

(3) 商品テスト（会場テスト） ※広島市内の会場で実施

【調査概要】40名程度のモニターを会場に招集し、対象商品と商品コンセプトの提示・試食を行い、質問者から直接モニターに質問を投げかけることで対象商品に関するニーズ及び評価を探ります

【支援内容】モニターへの連絡調整、会場手配及び使用料、過去事例の紹介 等

【留意点】調査はモニターを10名1グループに分けて実施します。1グループあたりの所要時間は60分が目安です。

各モニターへの謝礼商品（数百円程度）をご用意ください。

商品テストの実施に要する人員（質問者・記録者・試食準備者・会場受付等）及び旅費は実施主体でご用意ください。

対象商品、質問票、商品概要が分かる資料（商品コンセプトシート等）、試食サンプル、モニターへの謝礼商品等は、必要数を実施主体でご用意ください。

（４）商品テスト（ホームユーステスト）

【調査概要】任意のモニターに対象商品及びアンケート用紙を送付し、自宅で試食・調理等を行っていただくことで対象商品に関するニーズ及び評価を探ります

【支援内容】モニターへの連絡調整、アンケートの発送・回収作業、過去事例の紹介 等

【留意点】対象商品、アンケート用紙、商品概要が分かる資料（商品コンセプトシート等）、対象商品の発送費、アンケートの発送・回収に必要な切手及び封筒等は、必要数を実施主体でご用意ください。

（５）その他

- 県は、この事業を活用して実施するマーケティング活動を、モデル的な実践例として各種の広報媒体で活用することができるものとします。
- ニーズ調査で得られたデータの分析及び対象商品のブラッシュアップの方向性の検討は実施主体に行っていただきます。
- 各ニーズ調査の実施に際し、必要に応じて 6 次産業化アドバイザーを派遣することが可能です。この場合、6 次産業化アドバイザー派遣事業実施要領に基づく手続きが必要です。（派遣に要する経費は 6 次産業化アドバイザー派遣事業実施要領に基づいて県が負担します。）
- オプションで県が主催する商談会等に出展いただけます。

3 調査実施期間

平成30年6月～12月

※上記期間外での調査実施を希望される場合は別途ご相談ください。

4 調査対象

広島市または近郊に居住する20歳以上の女性

※「しまね商品づくり応援モニター（通称「ゴックン、しまね。応援隊」）」に登録いただいている方195名（平成30年4月20日時点）に協力をいただきます。

※ 島根県に近い大消費地である広島地域における消費者ニーズを商品のブラッシュアップに活かすことで、より消費者に求められる商品づくりに取り組んでいただけます。

5 実施主体

この事業で支援対象とする実施主体は次のとおりとします。

- （１）島根県内で農林水産物を生産する者
- （２）島根県内で島根県産の農林水産物を加工している者
- （３）島根県内の農業協同組合、森林組合、漁業協同組合及びその連合会
- （４）上記（１）～（３）の者が含まれるプロジェクトチーム等

6 募集事業者及び商品数

7事業者（7商品）

7 応募にあたっての要件

実施主体は下記の項目を全て満たしていただくことを要件とします。

- (1) 新商品開発や既存商品の改良に意欲的に取り組み、主体的に消費者ニーズに応えた商品づくりや販売を実践する意思があること。
- (2) 対象となる商品や生産者等が抱える課題が明確になっていること。
- (3) 対象となる商品の特徴、ターゲット、想定される消費者ニーズ等が明文化されていること（様式2の※印の項目が適切に記載されていること）。
- (4) 必要となる経費の負担が可能であること。
例：アンケート用紙の発送・回収に係る郵券費、会場で実施する調査に要する旅費、試食サンプルの提供（試食等に必要となる資材を含む）、モニターへの謝礼商品の提供（対象となる商品でなくても可）、商品の開発・改良に係る費用 等
- (5) 対象商品が食品であること。
- (6) 食品表示法等の関係法令を遵守していること。
- (7) ニーズ調査実施後の取り組み状況を、調査の3ヶ月後以内に報告すること。

8 応募方法

次の書類を、郵送等により島根県しまねブランド推進課へ提出してください。

- (1) 応募様式（様式1）
- (2) 事業主体（対象商品）の概要調書（様式2）

9 募集期間

平成30年5月21日（月）～ 10月26日（金）の期間随時

10 実施主体の決定方法

先着順で提出書類を審査し実施主体を決定します。審査結果は速やかに通知します。

11 提出書類の送付先及びお問い合わせ先

〒690-8501 松江市殿町1番地

島根県しまねブランド推進課 農林水産品グループ（担当 細田）

電話：0852-22-6398

FAX：0852-22-6859